



水道 ③

**水道事業のしくみ**

▽独立採算制△  
水道事業の経営は、すべて皆  
んからいただく水道料金でまか  
なわれています。  
水道施設を新設したり、拡張  
や改良したりするときなど、一  
時に多額な資金を必要とするこ  
きは、その資金のほとんどは借  
金でまかなわれています。つま  
り元手なしで事業をはじめら  
げます。

**みんなの市政**

市政は、私達の生活に最も身近な行政です。この欄は市民の皆さんに、市政に対する理解をいっそう深めていただくため、特に、毎日の暮らしに深いかわりを持つ部分を取り上げ、皆さんと共に考えていこうという欄です。

みんなの市政

**水道があって明るい明日がある**

この収益の中から、人件費、浄水場の管理費、配水管や給水管の修繕費など、水道の日常の運営管理に必要な経費と、利息の支払いを行います。

これらの費用が収益より少なければ、利益剰余金として、お

そして施設ができ、水を送って得た水道料金収入の中から、毎年少しずつ借金を返し、利息を払いながら事業を運営しています。

市が、こうした独立採算制で経営する事業を「公営企業」といい、本市では、水道事業のほか、霧降高原リフト事業が公営企業会計で運営されています。

▽水道事業のお金の流れ△  
下の絵は水道事業のお金の流れを示したのですが、収益のほとんどは水道料金です。



金が内部に残ります。また、減価償却費は費用のひとつですが、お金が外部へ出ないので、利益と共に内部に残ります。

▽建設改良資金の調達△  
施設の建設や改良には、巨額の資金が必要ですが、そのほとんどは、国や銀行などからの長期の借金でまかなわれます。

この借金を起債または地方債、企業債といい、例えば、総工費四千五百万円で今春完成した湯

元浄水場の建設資金は、厚生年金還元融資を借り受けたものでした。

▽借金の返済△  
借入金の元金の返済にあてる財源は、ふつう減価償却費によって、水道会計の内部に蓄えられた資金（内部留保資金）をあてます。

こうしたしくみで運営されている、日光市水道の経営状態については、次号に掲載します。



**(木材)引取税**

木材引取税は、素材の引取行為を課税対象とし、引取者に対して課税されるもので、引取者の負担を予想する流通税です。

山林のある市町村は、その区域が広く、林野行政費をはじめ経費の支出が相当かかるのに比べ、これにみあう財源にとほしいうえ、木材の伐採や搬出などで、道路や橋の損傷が多いのが普通です。

木材引取税は、このような事情から設けられた税で、普遍的な税ではありませんが、山林所在の市町村にとっては、重要な意義のある税目です。

◆納税義務者は……

まず、納税義務者ですが、①素材の引取者に対し、山元土場価格を課税標準として、立木の伐採後の最初の引取者に課税されます。②立木の伐採後三十日以内に、その素材について引取者がいないときは、立木の伐採をもって素材の引取とみなし、立木の所有者を素材の引取者として課税します。

◆税率は百分の二  
課税標準は、①価格を課税標準とする「従価課税」と、②容積を課税標準とする「従量課税」の、二つの方法がありますが、日光市の場合、①の従価課税の方式をとっており、税率は百分の二（制限税率百分の三）です。

◆前月分を  
毎月七日までに申告  
徴収の方法は、申告納税と特別徴収とがあり、特別徴収義務者は、立木の所有者、その他徴収の便宜を有する者で、市長が指定した者となっています。

木材引取税の申告納付の手続は、申告納付すべき者は、毎月七日までに、前月中において申告納付すべきこととなった木材引取税に係る素材について、その種類、等数、石数（容積）、価格、税額など、必要事項を記載した申告書を提出して、税を納めていただくことになっています。

ちなみに、昭和四十七年度の木材引取税の収入は、五百六十四万六千三百七十六円でした。

〔税に関する疑問などは、お気軽に税務課におたずねください。〕

